

1. 県民投票実施について

- ① 11万を超える署名を各自治体選管で審査した経費として交付金1900万円が補正予算に計上されている。知事は、「11万を上回る県民の署名により請求された」、「その意義をたいへん重く受け止める」との意見を付して議会に条例を出しました。「たいへん重く受け止めた意義」とは、どういうものなのか、伺う。
- ② 「女川原発周辺の安全確保に関する協定12条」にもとづいて、東北電力からの「事前了解の申し入れ」に回答する際のひとつの判断材料として（原発事故と放射能のリスクを被る当事者である県民に意見を聞く機会として）県民投票を実施して欲しいと言うのが、この直接請求条例の趣旨です。
- この協定に国は関係ありません。県と立地自治体が東北電力と独自に結んだ協定です。この協定にもとづき、知事は、県民の安全に責任をもって判断することが求められていると考えますが、いかがですか。知事に伺います。
- ③ （国策とか、エネルギー政策とか、ごまかすのはやめるべきです）知事が協定にもとづき、主体的に判断するうえで、県民投票を実施することは、おおきな意味があると思います。いかがですか。お答え下さい。

※私たち議員は11万県民が訴えている原発事故と放射能リスクの不安にこたえて、真剣に議論を開始しています。宮城県の執行部の長として存在する知事がこの議論の土俵にもあがらず、「無色透明でいたい、意見を明らかにしないのが私の意見」と、議会にばかり下駄をあずけて答弁をはぐらかし、傍観者のように意見を述べるのは極めて残念です。

2. 若林警察署開署にあたっての支援

- ① この4月から待ちにまつた若林警察署が開署します。歓迎し、心待ちにしている若林区民の皆さんとともに私も喜びを共有しているところです。県議会でもこれまで先輩議員の皆さんのが取り上げてきました。そういう皆さんのが活躍も踏まえて、住民の安全安心を守る拠点として若林警察署の活動が順調に進むことを願って、私も1点に絞り伺います。
- それは、警察署の人員配置や新たに立ち上がる関係団体との連携についてです。建物は、仙台南警察署や仙台東警察署に引けをとらない立派な外観で十分なようにみえます。しかし、これまでの仙台南署や東署に比べると、若林区は人口が少ないため十分な人員の配置がされるのだろうかという心配の声が地域の方々から寄せられています。そして、警察署だけでなく、ともに住民の安全安心のために活動している交通安全協会や防犯協会も分割・再編されます。独自に準備をしなければならないことなども含め、果たして、その運営がこれまでのようになるのだろうか…という心配の声もあがっています。

新たに立ち上がる若林警察署と関係団体が、順調に活動を進めていくよう、県警本部、また県において、支援の強化、充実を求めるものですがいかがでしょうか。伺います。

3. カジノを含む IR（統合リゾート）導入可能性調査費と航空路線誘致対策促進費の撤回

- ① にわかに持ち上がったカジノを含む IR（統合リゾート）導入可能性調査費 500 万円ですが、カジノはメリットよりデメリットの方が大きいという認識を知事は示しています。私も全く同じ思います。

昨年 5 月末に開かれた衆院内閣委員会の参考人質疑で日弁連カジノ・ギャンブル問題検討ワーキンググループ座長の新里宏二弁護士は、韓国ではギャンブル産業による売上高が 09 年に 16.5 兆ウォンある一方、とばく中毒者らへの依存症対策などで年間総社会・経済的費用が 7.8 兆ウォン、約 5 倍にのぼっていることを紹介しています。知事はご存知でしたか。

- ② また、昨年 7 月の参院内閣委員会参考人、鳥畠与一静岡大教授は、その著者「カジノ幻想」で、カジノの繁栄はその経済圏内での所得の移転にしかすぎず、その周辺の経済活動を犠牲にしたものだと指摘しています。日本でも、カジノを誘致した自治体の住民の所得がカジノに吸収された結果、地元での消費や税収が減少することは十分に考えられると思いますが、知事、いかがですか。

- ③ カジノで地域経済は潤うどころか、大きな損失をうける可能性があります。そもそも、ギャンブル依存症を増やせば増やすほど儲かる、人の不幸の拡大を前提にしたビジネスなど、ふつうの経済活動の範疇にいれてはいけないと思います。知事はメリット、デメリットをはっきりさせる「客観的データ」を得るために調査が必要だと繰り返し答弁していますが、住民の健康を守り福祉を向上させることこそ自治体の本旨です。住民の健康、いのち、幸福と経済効果を同列に扱い、比較すべきではありません。 知事のお考えを伺います。

- ④ 経済にも悪影響を与える犯罪だから、とばくは長い間、法律で禁止されてきたのです。先日、「現時点で盛り上がりはない」という岩沼市長の定例記者会見でのコメントが報道されました。岩沼市議会では、調査実施を求める請願が採択され、そうした意見があることを県に伝えたけれど、予算化までは要望していない。「県が調べてみたいということだろう」と語ったそうです。知事の答弁と食い違います。地元の岩沼市長も求めておらず、知事もあまり乗り気でないようですので、この際、スッキリ 500 万円は取り下げるべきではないでしょうか。お答ください。

※「調査するまでもなく、人の不幸で儲けるのがカジノです。そのことを指摘して次に移ります」

- ⑤ 航空路線誘致対策促進費 6000 万円が計上されていますが、これまでの知事の言動とこれは矛盾しているのではないでしょうか。民営化により就航便も増える、官の関与は極力排除すると言ってきたことと、新規に 1 路線就航したら 3000 万円を出して支援することとはつじつまがあわないと思いませんか。また、なぜ 3000 万円なのですか、根拠を示してください。

（「民営化することによって、着陸料を低く抑えることができたら就航便を増やすことができる」

H25, 6, 13 内外情勢調査会講演、「空港は官の関与を極力排除した完全民営化を目指し取り組みました」

H29, 2, 9 第1回宮城県上工下水一体官民連携運営検討会）

⑥ 次年度も継続して行うのでしょうか。また、同時に1社が2路線就航した場合や同時期に3路線、3社の手が上がったらどうするのですか？

⑦ 一般的にLCCの路線拡大のために、着陸料の引き下げや減免、専用ターミナルの拡充など、LCC会社がコントロールできない外部費用を支援するのが通例となっています。今回のように、露骨にお金を配るのは、いくら何でもやりすぎです。これでは、空港のある自治体の税金投入の有無やその金額によって競い合うことになりかねません。こういうモラルハザードともいえるやり方は止めるべきです。いかがですか。

⑧ また、財源の地域整備推進基金ですが、空港ビル売却益16億円も原資となっています。だからと言って、空港関係には16億円まで無条件に投入していいわけではありません。県民の共有財産の売却益です。復興事業につかうお金として、全国からの寄付金などとともに復興事業部分に積み立てられた基金です。新規路線が就航することと被災地や被災者の生活再建との関係は、あてにならない、因果関係が無理やりなことを期待するような話です。もっと、切実で確実な復興事業にこの基金を使うべきです。お考えを伺います。

※こんな露骨なやり方をしてでも、新規就航路線を増やしたいというのは、思ったように路線も乗降客も増えない「民営化の失敗」を覆い隠そうとする知事の焦りのように思えてなりません。

4、広域防災拠点整備事業の再検討

① 広域防災拠点整備事業26億8千万円のうち、ほとんどの22億6千万円がJR貨物に対する移転の公共補償と聞きました。私は、今回、補償額が約100億円から129億円に膨らみ、総事業費も295億円から324億4千万円となり、29億4千万円増えた問題をただす前に、完成が少なくとも3年、あるいはもっと遅れることの重大性を指摘したいと思います。ふつう、完成が3年以上も遅れることになれば、その約束自体を見直すほどの大きな変更点だと考えますがいかがですか。

② の復興・創生期間内に完成できないが、国からの補助は大丈夫だという話ですが、地域整備推進基金から、この間4億円余、支出されている。今後、地域整備推進基金も含め復興基金からの出費は増えることはないのか。また、増えた29億4千万円の財源は、全額、国からのお金で賄えるのか、伺います。

③ 県の復興計画期間内に大事な広域防災拠点ができる、ということはゆゆしき事態です。費用はかかる、完成は遅れる、事業の費用対効果の前提と全体が大きく変わっています。

今まで、公共補償で何をどれだけ補償するのか、具体的な内容が明らかにされていません。資料を求めても、詳細な数字は出していただいていません。

・新貨物駅の建設事業費は今回、いくらまで膨らんだのでしょうか。撤去費用もお答え下さい。JR 東分も。

・そのうちどれだけが公共補償として県が負担するのか。

・JR 貨物や JR 東の移転に関わる設備や駅建設事業費が膨らめば膨らむほど、全額、補償していくという考え方なのか。

・また、総事業費は 324 億 4000 万円で確定なのか、まだまだ増えていくのか、はっきりとお答えください。

・今の時点で、公共補償分の詳細な積算の根拠、数字を示しながら説明すべきです。いかがですか。

※細かい中身がしめされず、ブラックボックスのようなままでは、審査しようにもできません。議会にも県民にも十分な説明責任を果たしていないことを指摘します。

④今回の事業の大幅な遅れは、JR 貨物が移転する先の地域住民からの要望・協議にもとづく（設計変更や社会インフラ整備の追加工事など）ものと答弁されています。移転先の住民の皆さんのが生活環境を守るために JR 貨物に要望することは当然のことです。

しかし、それを移転補償だからといって、すべて税金で負担するという今の構図のままでいいのでしょうか。「その土地を売って下さい。だから、移転してください。そのためにはいくらでも移転補償します」という状況では総事業費がどこまで膨れ上がるのか、わかりません。JR 貨物の求めのままに増額するだけで、県が主体的に事業費を積算できない仕組みになっているのではないか。違いますか。

⑤JR 貨物の移転問題は、かねてから駅舎や設備の老朽化などで JR 貨物が希望、検討していたことであることは自明のことです。移転したいと思っていたところに、県が広域防災拠点用地に購入したいと申し出たので、JR 貨物にとっては、移転補償つきの引っ越しですから「渡りに舟」でした。施設や設備のグレードアップも JR 貨物は自己負担なしに思いのままにできているのではないですか。

一方、県民の立場で考えれば、利府の県有地を整備する選択肢を選べば、費用もこれほどかからず、期間も短く広域防災拠点が完成できたわけです。今更、言ってもしようがない…といわずに、冷静に判断し、再検討すべきです。広域防災拠点事業をこのまま、JR 貨物のこの土地につくっていいのか、言われるままに移転補償していいのかどうか、改めて県民に丁寧に説明し、議論すべきです。完成時期の遅れは、本会議の質問に答える形での発表でしたが、議会への説明、合意形成という点でも極めて不十分です。活断

層の直近に位置しており、防災・減災という点でも、不安が拭い去れない土地だけに、慎重な対応をすべきです。

いかがでしょうか。伺います。

5. 災害関連死の検証と国への意見

- ① まもなく3・11がやってきます。あれから8年経ちます。先日、災害関連死についての新聞報道が相次ぎました。毎年1月末が、各都道府県から国への災害関連死の報告期日となっているからです。

この災害関連死は災害弔慰金とリンクしているために、弔慰金を申請できる親族がない、いても申請しなければ、明らかに関連死であっても関連死として統計されません。

(例えば、別居している兄弟は弔慰金申請者にはなれません。親か、子どもか孫か、同居している兄弟しか申請することができません。)

関連死は統計に表れているよりもっとたくさんいるはずです。実際に、こういうケースがあります。震災時に入院していましたが、停電のため寒くて風邪から肺炎を起こし亡くなられた方の最初の死亡診断書は病死でした。遺族が1年以上経つてから、弔慰金制度を知り、改めて病院に相談したところ、関連死の診断書が出て、申請・認定されました。遺族が弔慰金制度を知らないままであれば、その方は病死のままで関連死の統計にカウントされませんでした。

関連死について、遺族がいなくても、弔慰金申請がされなくとも、統計に表れるようにな制度を国が改善すべきと考えますが、県当局はいかがお考えでしょうか。伺います。

- ② また、国が基準を定めないこともあります、災害関連死の認定基準には、ばらつきがあります。昨年1月末の時点で、宮城県の13市町が設置した審査会では申請数1156件のうち866件が認定され、75%の認定率でした。一方、県の審査会が受託した12市町では91件中37件しか認定されず、40%に留まっています。

こうした認定率の違いに注目した日弁連は「公平の観点からあってはならないこと」であり、「極めて限定的ないわゆる長岡基準」の影響を指摘しています。

新潟県長岡市では、中越地震の時に阪神・淡路大震災で神戸市が作成した内規を参考に「地震から1週間以内の死亡は関連死で、1ヶ月以内ならその可能性が高い。それ以降の場合は可能性が低く、6ヶ月以降であれば関連死でない」との判断を持ち、運用したそうです。厚労省は、この内規を当の長岡市の了解も取らずに、東日本大震災発生時、該当自治体に「参考例」として紹介しました。宮城県でも、県ではこの「長岡基準」を審査会で配布、参考にしていたという話を聞いていますが、どう扱っていたのか、伺います。

- ③ 最も多く関連死を認定している福島県では、6ヶ月以上経てからが53、4%と半数以上になっています。原発事故の被災者が多く、長期の避難を強いられているため「長岡基準」にとらわれておらず、現在でも関連死認定が増え続けています。

岩手県では15%が6ヶ月以降経った方ですが、宮城県はわずか6%にしかすぎません。岩手と比べて半分以下の認定率です。宮城県では「長岡基準」を重視し過ぎたのではないかでしょうか。伺います。

- ④ 県として審査会のあり方も含め、震災関連死及び災害弔慰金支給の実態を検証し、教訓を引き出し発信すべきではないでしょうか。日弁連は国に対して「これまでに集積された事例の公表や認定基準の策定を検討すべき」とする宣言を発表しています。大震災の被害を埋もれたままにせず、関連死の実態を明らかにすることが避難所整備など、今後の事前防災や初期救助・救援策を充実させていく力になるものだと考えます。お答えください。

※関連死の多くは、対応策が充実すれば、救うことのできる死です。災害から、せつかく助かった命がその後の対応のまずさ、不十分さで亡くなることがないように、被災地から国にまとまった意見をいうべきです。宮城県沖地震の発生確率が上昇していると発表されました。待ったなしの課題であると指摘して次に移ります。

6. 被災者の生活支援の拡充

- ① 被災者の生活支援はますます、大切です。知事も、被災者の自死・孤独死対策は重要な課題であり、引き続き、しっかりと取り組んでいくとの認識を重ねて示していますが、新年度、拡充する具体的な新しい支援策があれば、お示し下さい。
- ② 残念ながら、新規や拡充策が見当たらない…と言うなかで、逆に、新年度ではこれまで行ってきた仮設住宅入居者への健康調査の予算が計上されません。少ないとはいえ、まだ仮設住宅にお住まいの方がいます。最後のひとりまで健康調査を通じての声掛けや見守りが行えるように、県が予算を確保すべきだと思いますがいかがですか。
- ③ 「被災者によりそろ市町を県は応援するよ」という姿勢をこういう細かいところにも予算として表すことが、肝心だと私は思います。加えて、石巻市で行っている在宅被災者の把握や支援策を応援し、他の市町での在宅被災者支援を促すためにも、在宅被災者への健康調査をまず、石巻市と県が共同で行うことを提案しますが、いかがでしょうか。
- ④ 県の健康調査によれば、災害公営住宅は65歳以上の方の割合が52.1%で、宮城県平均26.9%の約2倍です。65歳以上の単身者の割合も29.5%で県平均11.8%の約2.5倍です。高齢化率は仮設住宅より高く、無職の方が多いことも特徴です。「仮設を出たら支援は終わり」では、孤独死のリスクは、年々大きくなるばかりです。私は、被災者の生活支援を的確に行うためには、実態の把握が大切だと指摘し、孤独死の実態についても繰り返し、伺ってきました。昨年10月末で仮設では109人、公営住宅では105人と伺っていますが、その後はどうなっていますか。伺います。
- ⑤ 全県で何人、孤独死が生じたのかは県警本部からの情報提供で県は知っています。しかし、仙台市や石巻市などでも、生活支援を行っている部所では、わがまちの被災者の孤独死の実態がつかめないという話を伺っています。県も市町ごとの統計は把握し

ていません。まず、県が市町ごとの実態を把握し、市町と個別具体的に、こうした情報と共にしながら、対応する生活支援策を一緒に考えて、再発防止に本腰をいれるべきではないでしょうか。また、所管の社会福祉課だけでなく、関係する課も合同・連携して、取り組んでいくことを求めますが、いかがでしょうか。

- ⑥ 私は、気仙沼市と南三陸町が行っている生活支援事業、(LSA事業)を調査してきました。気仙沼市では7カ所で27人(約1億1200万円)、南三陸町では6カ所12人(約5000万円)のLSA(ライフサポートアドバイザー)を配置しています。常駐LSA以外に小規模住宅などへの巡回支援も行っています。どちらも財源は復興庁交付(10分の10)の被災者支援総合交付金をつかっています。設計段階で「高齢者相談室」のスペースを住宅内に確保し、生活支援の継続を早くから打ち出していました。仮設住宅からの顔なじみの支援員さんがいつでも悩みや相談、話に応じてくれるの大変心強いものだと感心しました。県では、この2自治体の取り組みをどう評価していますか。お聞かせ下さい。
- ⑦ 南三陸町では、当初から災害公営住宅の課題として、高齢化、コミュニティ再構築、生活弱者の支援を掲げ、その解決のために、入居は極力抽選を避け、希望に応じて場所を選べるようにし、集合住宅の高さは4階建てまでに抑えたそうです。
LSA事業は町の社会福祉協議会へ委託し、見守りや生活支援という個別支援だけでなく、コミュニティ形成支援業務も加えています。常駐LSAが一番はじめに住宅において、入居者を迎える、各種イベントの運営、自治会運営支援をおこなっています。災害公営住宅のコミュニティ維持、自治会運営が困難になっていることが各地で報告されているなかで重要な取り組みです。南三陸町で伺ったところ、こうしたこと�이できたのは、県のアドバイスと兵庫県からの応援職員の力が大きかったそうです。
こうした取り組みを県が他の市町に紹介し、常駐支援員配置を全県に広げて行く努力を今からでも、行うべきです。いかがでしょうか、伺います。
- ⑧ 気仙沼市でも、南三陸町でも、この事業を長期的に継続して行いたいと考えています。問題は復興期間が終了する2021年度以降の財源確保です。この2自治体の取り組みを継続させ、他の市町に広げるためにも、国がこの財源を長期的に保障することが欠かせません。国へ強く求めるべきですがいかがでしょうか、伺います。
- ⑨ 先日の地元新聞で、県が2月から1ヶ月間、分譲タワーマンションでの高齢者福祉サービスの「ワンストップ窓口」を設け、外部の医療・介護サービスなどにつなぐ、実証実験を行うことが報道されました。「既存資源活用型介護機能構築事業」です。財源は復興基金が充てられ17年度、18年度あわせて調査費などで2千7百万円余が計上され、新年度は2200万円が組まれています。この記事をみた仙台市のある災害公営住宅の自治会長さんから「タワーマンションより、災害公営住宅への導入、取り組みが優先されるべきだ」という、ご意見を伺いました。もっともだと私も思いました。新年度には、気仙沼市の災害公営住宅でも同様の調査を行うことですが、新年度の事業の概要を伺います。

⑩ 「既存資源活用型介護機能構築事業」は、これまでの予算の98%が三菱総研への業務委託費でした。新年度の2200万円も同様と伺っています。高い費用をコンサルに払って仕組みをつくるのではなく、実際に行っている気仙沼市や南三陸町の取り組みを県が学び、仕組みや施策を自ら練り上げ、それを全県に普及していくことが大切だと考えますが、いかがでしょうか。

⑪ (気仙沼市は、常駐LSAを中心にケース会議と被災者支援業務担当者会議をそれぞれ隔月で行っています。1カ月に1度は常駐LSAが現場で生じている具体的な問題や情報を持ちより、それを市の住宅、社会福祉、健康増進、介護などの各課、地域包括支援センターが、共有し、解決に向け、施策に生かす努力を行っています。

南三陸町では、常駐LSA事業に加え、昨年4月から介護サービスを提供する居宅介護支援事業所をかねた、見守りの拠点として高齢者生活支援施設「結の里」をつくって、対応しています。「結の里」は、子育て世帯など、誰もがつどい、交流できる「みんなの居場所・ささえあい」の拠点ともなっています。)

介護サービスにつなぐ努力もすでに気仙沼市、南三陸町では行っています。すでに実績のある気仙沼市でモデル事業を行って、この構築事業を終わりにするのですか。まず、伺います。

・国の交付金を使い、県内のすべての災害公営住宅でも導入できるよう、県が関係する部署とも連携し施策を展開すべきですが、今後の施策展開をどう見通しているのですか、お答えください。

⑫ また、復興基金は、被災者の生活や住宅再建、生業の再生など、被災者の復興に直接かかわるものに絞った使い方をすべきです。一般を対象とした施策は、今回の場合は、タワーマンションなどに対応する部分など災害公営住宅以外の部分は、一般財源で賄うべきものと考えます。いかがお考えでしょうか。伺います。

※⑪の答弁次第で、もし気仙沼市でのモデル事業で終わりにしようとしているなら、「県が市町での災害公営住宅での生活支援と事業展開に結びつけるつもりがないなら、3か年で5000万円も復興基金をつかう意味がないのではないか」など聞く。

※「県が復興基金を5000万円も投入して、行っている事業の成果を被災者のためになるよう、いかしていかなければならないと考えるが、知事、どうですか？」

7. 災害公営住宅家賃問題等への支援と「県復興住宅計画」の検証

① 災害公営住宅の「特別家賃低減事業対策」では、仙台市、石巻市、(気仙沼市、多賀城市、岩沼市、登米市、栗原市、東松島市、亘理町、山元町、七ヶ浜町)などの12市町で減免期間が延長されました。女川町と南三陸町はいち早く、独自の減免制度を運用しています。災害

公営住宅を持っている自治体は県内に21あります。すべての自治体で、免除期間が延長されるよう、県のイニシアチブの発揮をいっそう強く求めますがいかがでしょうか。お答えください。

- ② 災害公営住宅のいわゆる「収入超過者」対策では、石巻市、気仙沼市、岩沼市など（、東松島市、亘理町、山元町、七ヶ浜町、涌谷町、女川町）の9市町で割り増し賃料の加算据え置きや政令月収の上限引き上げなど、救済策が表明されています。

18年4月現在で、（1万4371戸の入居戸数のうち、）収入超過者は全県で1116世帯です。そもそも災害公営住宅は、被災した方が入居するものであり、入居時には収入限度額を取り扱っており、一般の公営住宅とは違う性格を持っています。建設資材や人件費が高騰し、その結果、家賃が高く設定されていること、収入超過世帯は働き盛りの現役世代が多く、コミュニティ再生のために重要な役割が期待されていることなどを市町に理解してもらい、市町で差が生じることなく、救済され、住み続けられるよう、県が働きかけるべきです。いかがですか、伺います。

- ③ 女川町では、「移住定住を促進したいが公営住宅では収入基準の政令月収259000円を超える働き盛りの世代が入居できない。民間賃貸住宅がない女川には移住してもらえない」という悩みを抱えています。大震災復興調査特別委員会で行った際、須田町長からも直々に伺いました。知事はご存知でしたか。

- ④ こういう特別の事情を国に認めてもらえるよう、県も一緒になって女川町を応援して国に働きかけるべきです。いかがでしょうか、伺います。

- ⑤ 県営の災害公営住宅がないからと言って、災害公営住宅での様々な課題を、「市町が解決するもの」という姿勢でなく、一緒に課題を共有し、解決を図るために県は最大限の努力を行うべきです。そもそも、女川や石巻など、被害の大きい市町に、いち早く県営の災害公営住宅をつくり、人口流出に歯止めをかけることが県には求められていました。

現在、「災害公営住宅整備の記録」の最終報告を準備中と伺いました。当初の「県復興住宅計画」では1000戸程度の県営災害公営住宅つくるはずだったのが、撤回され、県営を1戸もつくるなかったことをしっかり総括、検証すべきです。いかがですか、伺います。

- ⑥ また、阪神では大震災の時、標準的につくられていた「福祉や介護と住まいが連携」し、コミュニティ維持に留意した災害公営住宅が宮城県ではなぜ一部に留まってしまったのか、復興メニューにあったのに、なぜ広がらなかったのか、を検証することが重要です。今後の災害公営住宅整備にいかせるよう、教訓化し、国の施策にもしっかりと反映させていくことを求めますが、いかがでしょうか。伺います。

※「先日のNHKで、多賀城のある災害公営住宅では、水光熱費などの維持費がかかり、管理に人手もいるので負担が大きくなり、集会所の管理を自治会がやめた。と報道していました。災害公営住宅への支援策、LSA配置や集会所への水光熱費補助など、県が先

頭にたって講ずることは急務だと指摘して次に移ります」

8. 県営改良住宅の建て替えと住宅セーフティネット法の課題

- ① 仙台市の中江や幸町など、老朽化が激しい改良住宅があります。格差と貧困が拡大する中で、公営住宅の需要は都市部を中心に震災前と変わらない状況です。(震災前の県営住宅等の総数 9270 戸の約 1.5 倍の災害公営住宅ができ、公営住宅が 13137 戸、1.4 倍以上に増えたにも関わらず、競争率は震災前 1.1、8 倍の半分よりも高い状態 6、11 倍) 障がい者や高齢者、低所得者などいわゆる住宅確保要配慮者が安心して住める住まいが民間市場でも乏しい実態があります。1月末に仙台市若林区で民間賃貸住宅での火災があり、足が不自由で車いすを利用している方が住居を失いました。被災者として、仙台市営住宅や県営住宅入居を希望しましたが、入居できる適当なところはゼロ、ない状態です。こうした実情を勘案するなら、仙台市内の老朽化し居住環境が悪化している改良県営住宅は建替えて、住宅確保要配慮者の需要にこたえていくべきですがいかがでしょうか。
- ② 住宅セーフティネット法による住宅確保要配慮者むけの登録住宅は県内でまだ 51 戸と伺っています。まだまだ、需要に応えきれない状態です。思うように登録が伸びないのはどうしてなのか、その理由をどう捉えていますか。伺います。
- ③ また、この制度をつかっての入居実績も伺います。
- ④ 家賃補助とともに、ソフト面、福祉や介護の行政支援がないと物件の登録も入居もすすみません。家賃補助を国が位置づけて保障することと、住宅確保要配慮者が入居できるような賃貸アパートでの介護・見守り機能を行政の責任で構築、展開することが必要ですがいかがお考えですか。伺います。
- ⑤ 民間賃貸住宅への家賃補助制度の創設や介護保険の充実など、住宅確保要配慮者の住まいの確保のために、国が責任をもつことは必要なことです。あわせて、県営住宅の建て替えなど、県が主体的に行うことができる施策があります。県住生活基本計画は 2025 年までの 10 年間の計画です。2020 年度には見直し時期を迎えます。そろそろ見直しの作業が始まると思います。その中で、宮城県として住宅確保要配慮者の住まいの確保にどう責任をもって対応していくのか、検討し、施策展開することを求めます。お考えを伺います。